

はじめに

第二次大戦後、連合国が枢軸国諸国に強いたような占領、即ち、統治機構や国のあり方の全面的変革を迫り、長期間にわたって国家の首根っこを押さえこむような占領は、近代国際法成立以来、認められていなかった。

たとえば1907年のハーグ「陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則」第42条、第43条は次のように定めている。戦闘終了後に、事実上敵国軍隊の権力内に置かれることになった地方の秩序を維持するために、敵国が、一時的に当該地方を管理することを認めているのであるが、それは占領地の現行法律を尊重して行うことを原則としている。

第42 一地方ニシテ事実上敵軍ノ権力内ニ歸シタルトキハ占領セラレタルモノトス

占領ハ右権力ヲ樹立シタル且之ヲ行使シ得ル地域ヲ以テ限トス

第43条 國ノ権力カ事実上占領者ノ手ニ移リタル上ハ占領者ハ絶對的ノ支障ナキ限占領地ノ現行法律ヲ尊重シテ成ルヘク公共ノ秩序及生活ヲ回復確保スル爲施シ得ヘキ一切ノ手段ヲ盡スヘシ

第二次大戦後の占領がどうしてこのように近代国際法の原則を乗り越えるものとなったのであろうか。それは、第一次大戦の戦後処理とそれがその後にもたらした結果から得られた教訓に基づいて考え出されたのであった。その教訓をふまえばファシズム、ナチズム、軍国主義を一掃し、平和、安定、正義の国際的新秩序を築き上げるためには、枢軸国諸国を無条件降伏させ、占領により枢軸国諸国を平和・民主国家に造りかえるしかない。

これが第二次大戦中に、連合国、とりわけ米英ソ中四大国の一致した行動原則となった。それを主導したのはアメリカであった。

第一次大戦の戦後処理は、ドイツ軍の武装解除を強いることのない休戦協定とドイツへの懲罰主義に駆られた過酷で法外な戦争賠償金の賦課によって特徴づけられる。ベルサイユは、一面では過少、他面では過剰であり、失敗であった。そのベルサイユの失敗の下では、ウイルソンの14箇条と国際連盟による

集団的安全保障への試み、軍縮と平和をめざす大国間の協調外交も、ドイツ、イタリア、日本の軍事大国化と膨張主義を防ぐ拠り所にはならなかった。

注： ウイルソンの14箇条・・・1918年1月8日、ウッドロー・ウイルソン大統領が、年頭教書演説で、第一次大戦後の国際社会のあり方を、14箇条に整理し、提言したもの。以下のとおり。

- ① 講和の公開、秘密外交の廃止
- ② 公海の自由
- ③ 公正・平等な通商関係
- ④ 軍備の縮小
- ⑤ 植民地問題の公正な措置
- ⑥ ロシアからの撤兵とロシアの自由選択
- ⑦ ベルギーの主権回復
- ⑧ アルザス＝ロレーヌ地方のフランスへの返還
- ⑨ イタリア国境の再調整
- ⑩ オーストリア＝ハンガリー帝国の民族自決(オーストリア＝ハンガリー統治下の諸民族の自治の保障)
- ⑪ バルカン諸国の独立保証
- ⑫ オスマン帝国支配下の民族の自治保障とダーダネルス海峡の自由航行。
- ⑬ ポーランドの復活・独立の承認
- ⑭ 包括的国際機構（国際連盟）による平和維持

ベルサイユの失敗の轍を踏まないために、ルーズベルトの率いるアメリカは、第二次大戦が勃発すると、戦後処理と戦後の国際社会のあり方について、構想をめぐらし、積極的にアピールし、その具体的細目の研究と政策化を進めた。それらはひとことで言うと、枢軸国の無条件降伏、非軍事化と民主化、枢軸国と戦う連合国の共同行動を発展・拡大させた包括的国際機構による集団的安全保障体制の再構築であった。

しかし、イタリアの戦後処理をめぐる米英ソ三カ国、とりわけ米ソの対立は、やがて東欧の枢軸諸国の戦後処理を通じて拡大して行く。ギリシャ、ポーランドの政権問題、オーストリア、ドイツの戦後処理問題と、さらに対立は広がり、深刻化の度合いを深める。

その一方で、その対立を抑え、協調を図ろうとする努力も続けられたが、戦争終結の局面を迎えると、いよいよぬきさしならないものとなり、戦後処理と

戦後の国際社会のあり方は、当初の構想から大きく変容したものとなってしまった。ここではその極東限定版、それも対日占領体制に絞って見て行くこととする。対日占領体制は、米ソの対立への傾斜と修復・協調の努力がせめぎ合う中で、具体化された。日本占領もその時期に始まった。

対日占領体制はまさしくこのようなせめぎあいの産物で、矛盾に満ち満ちていた。しかし、やがてアメリカのモノトーンとなって矛盾は解消され、冷戦体制に組み込まれて行った。かくして日本の戦後の再生はアメリカに深くコミットされることになった。

今、これをふり返ってみると、米ソ対立と冷戦は米ソ双方の短慮とヒステリーによってもたらされたように思われる。米ソ双方とも、熟慮し、自制心を持ち、軍事力よりも外交力を尊重することができたなら、戦後国際社会は、もう少しうまくコントロールできたかもしれないし、戦後日本のありようももう少し変わったものになっていたのかもしれない。

対日占領体制の成立過程をきちんと学びなおし、そこから教訓を汲み出し、今後の日本の政治、外交に生かして行く必要があるように思われる。

1 戦後プロジェクトの構想—戦後処理と戦後の国際社会のあり方

戦後処理と戦後の国際社会のあり方は、ルーズベルトの率いるアメリカ主導のもとに構想され、世界にアピールされて行く。それらはルーズベルトの理想主義のなせるものという側面があったことを否定できないが、それだけではなく国務省を中心として行われた綿密な研究と準備作業を反映したものだったと言ってよい。

(順風満帆)

第二次大戦の初期には、圧倒的なドイツの進撃、イタリア、日本の攻勢によりドイツ、イタリア、日本の枢軸国側が戦局を支配していた。しかし、イギリスとソ連が頑強にこれに抵抗し、アメリカが奇襲攻撃による緒戦の劣勢を挽回すると、米英ソなど連合国側が戦局を支配するようになって行く。その転換は、1943年の半ばにははっきりしたと言ってよい。

注： 1942年8月からスターリングラード包囲戦を続けたドイツ軍は、1943年7

月、これに失敗、東部戦線での後退を始める。同年7月には連合軍がイタリアのシチリアに上陸、ムッソリーニ政権が倒れるに至った。アジア太平洋戦線では、早くも1942年6月のミッドウェー海戦により日本の攻勢は押し止められた。

枢軸国側が戦局を支配している時期、ルーズベルトのアメリカが打ち出す戦後処理と戦後の国際社会のあり方に係る構想は、連合国側の共同行動に推進力を与え、連合国側の戦意を鼓吹した。

・ルーズベルトの四つの自由

1941年1月6日、議会での年頭教書演説で、宣言されたもの。これにより戦後の国際社会のあり方を示すとともに、現にヒットラーの侵略と戦う諸国への連帯と援助の意思を表明した。ルーズベルトは、この演説をもって同年3月の総額70億ドルにのぼる武器貸与法成立への地ならしとした。

① 表現の自由、② 信仰の自由、③ 欠乏からの自由（平和的生活を保障する経済上の相互理解）、④ 恐怖からの自由（軍縮による侵略手段の除去）。

・大西洋憲章

1941年8月14日、大西洋上でルーズベルト、チャーチルの両巨頭による会談が行われた。そこで、ヨーロッパで戦われている戦争を通じてかちとるべき目標を以下の8項目とし、アメリカは、イギリス、ソ連に力強い支援を約した。

- ① 領土不拡大
- ② 関係国の人民の意思によらない領土変更を否定
- ③ 政体変更に係る人民の権利
- ④ 自由貿易の拡大
- ⑤ 労働条件の改善、経済発展、社会保障の向上と国際協力
- ⑥ 恐怖と欠乏から解放された平和な世界の再建
- ⑦ 公海の自由
- ⑧ 武力行使廃止、軍縮、一般的安全保障体制樹立の努力

これにソ連が直ちに賛同。1942年1月1日、ワシントンにおいて、英米ソをはじめ連合国26カ国が署名した連合国共同宣言に発展。

注：連合共同宣言

「この宣言の署名国政府は、大西洋憲章として知られる1941年8月14日付アメリカ合衆国大統領並びにグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国総理大臣の共同宣言に包含された目的及び原則に関する共同綱領書に賛意を表し、これらの政府の敵国に対する完全な勝利が、生命、自由、独立及び宗教的自由を擁護するため並びに自国の国土において及び他国の国土において人類の権利及び正義を保持するために必要であること並びに、これらの政府が、世界を征服しようと努めている野蛮で獣的な軍隊に対する共同の闘争に現に従事していることを確信し、次のとおり宣言する。

- ① 各政府は、三国条約の締約国及びその条約の加入国でその政府が戦争を行っているものに対し、その政府の軍事的又は経済的な全部の資源を使用することを誓約する。
- ② 各政府は、この宣言の署名国政府と協力すること及び敵国と単独の休戦又は講和を行わないことを誓約する。

この宣言は、ヒトラー主義に対する勝利のための闘争において物質的援助及び貢献している又はすることのある他の国が加入することができる。」

(出典：インターネット上に公開された資料)

・カサブランカ声明

この声明は通常の様式のものとは著しく異なる。1943年1月、カサブランカで行われた米英合同参謀長会議（CCS）に際し、ルーズベルト、チャーチル両首脳が会談した後の記者会見（1月24日）において、アメリカ陸海軍最高司令官たるルーズベルトが単独で語り、チャーチルがそれに同意するという形で表明されたものであった。

米英連合軍が、いよいよ北アフリカから、イタリア、ドイツに向けての反攻作戦を開始するにあたって、今次の大戦は、枢軸国諸国に無条件降伏を強いること以外の終結方法はないことを力強く宣言している。

「イギリスの皆さんのうちには、合衆国のグラントという将軍の古い物語を御存知の方がおられると思います。彼の名前は、ユリシーズ・シンプソン・グラント（Ulysses Symphon Grant／USG）でしたが、私や首相の若い時代には彼はふつう「無条件降伏のグラント」（Unconditional Surrender Grant／USG）と呼ばれていました。ドイツ、イタリア、日本による軍事力の除去とは、ドイツ、イタリア、日本の無条件降伏を意味します。それは世界平和の合理的な保障を意味するものです。それはドイツ、イタリア、日本の国

民の絶滅を意味するものではなく、これら諸国内の他国民を征服と隷属を求める思想の絶滅を意味するのです。」

注： ルーズベルトは、カサブランカでのチャーチルとの会談に出かける前に、同趣旨の話をモスクワへの特使に託し、スターリンにも伝えさせようとしている。彼は、その心を、孤独に感じているスターリンにともに戦う決意を示し、励ます目的であると説明している。ルーズベルト、チャーチル、スターリン三者の結束を示すエピソードである。

(逆風に抗して)

連合国側の反転攻勢により、戦局の支配が連合国側に移り、戦後処理の問題が現実化するにつれ、米英ソの対立場面が表れることになった。

最初の試練はイタリア問題であった。1943年9月、イタリアの占領体制をめぐってのアメリカ、イギリス側とソ連との対立が表面化したのである。このイタリア問題は、歴史を振り返ると、冷戦へのターニング・ポイントであったと言っているかもしれない。

ここでイタリア問題の概要を説明しておこう。

枢軸国側でいち早く楔を打ち込まれたのはイタリアであった。1943年7月25日、クーデタによりムッソリーニ政権が崩壊し、バドリオ政権が成立すると、同月末、既にシチリアに上陸していた地中海域連合軍（アイゼンハワー最高司令官）のもとに、休戦交渉の申し入れがなされた。このとき前のめりになったのは、チャーチルだった。チャーチルは、ルーズベルトを引き込んで、バドリオ政権にイタリア・ Kommunizmus の封じ込めの役割を期待し、ソ連との協議なしに、休戦協定の交渉を急がせた。

これより先、同年7月1日、イギリス外務省は、無条件降伏、英米ソ協調を前提とした占領管理構想（枢軸国ごとに占領軍司令部をもうけ、英米ソ三国の代表者が持ち回りで議長を務める連合国間休戦委員会をもうける。その上に全欧レベルの管理機関であるヨーロッパ連合委員会をもうけ、個別の連合国間休戦委員会を指導する。ヨーロッパ連合委員会には、米英ソ仏代表者による全員一致制の運営委員会が設けられる。）を米ソ両国に提案していた。アメリカは、この構想に、ルーズベルトが賛意を寄せたが国務省レベルではヨーロッパ地域主義のにおいをかぎ取り、慎重検討の姿勢であった。ソ連は、いち早く賛成していた。

ソ連は、この米英両国が進めるイタリア休戦交渉の動きを独断専行と批判、8月22日、米英ソ三国代表者により構成される軍事・政治委員会 (Military

Political Commission MPC。これは実質的にはイギリスが7月1日に提起したヨーロッパ枢軸国の占領管理構想にあった連合軍間休戦委員会と同じである。)をアルジェもしくはシチリアに設置し、イタリアとの交渉と休戦管理にあたらせることを提案。

米英側は、一旦は、ソ連提案に応じ、9月下旬、MPCをアルジェに置くことに同意した。休戦協定についても、ソ連の承認のもとに、バドリオ政権との間で、9月8日、軍事問題に限った軍事休戦協定を結び、引き続いて、9月29日、政治的・経済的・財政的諸条項を含む本休戦協定を結ぶ運びになった。

注： 軍事休戦協定が締結されるやドイツ軍が進出し、ムッソリーニを救出して、イタリア北部を占領。ムッソリーニはドイツ軍占領下にあった地域に「イタリア社会共和国(サロ共和国)」を樹立したため、イタリアでの戦闘はなお続いた。

本休戦協定では、連合軍最高司令官の「指令と全般的指導」の下で、政治・外交・金融・商業・貿易・生産等広範囲にわたって強力な権限を有する連合軍管理委員会 (**Allied Control Commission ACC**) を設けることが定められていた。これについて、ソ連は、MPCが設けられる以上、ACCはこれと矛盾するので不要だとした。米英は、ソ連案では、占領行政を執行する連合軍最高司令官の権威が損なわれる事態に至ること、つまり連合軍最高司令官がソ連の意向を無視できなくなることを危惧し、これに反対、ACCは、イタリアの特殊問題を連合軍最高司令官の指揮下で扱うのに対し、MPCは「ドイツとの関係を断つ」諸国との休戦・降伏の「交渉にかかわる諸問題を検討し」、助言をする機関であると説明した。つまりMPCを占領行政の執行には関わらない単なる助言機関だと主張したのである。こうしてこの紛議は、10月19日から10月30日まで、モスクワで行われた米英ソ三カ国外相会議の場に移されることになった。

モスクワ外相会議では、イーデンは、MPCの機能を、①全ヨーロッパのレベルでドイツから離脱する枢軸国との交渉を扱う機能、②イタリアの休戦(占領)管理に関わる機能に区分し、①については、ロンドンにヨーロッパ諮問委員会 (**European Advisory Commission EAC**) を設置する、②については連合軍間諮問理事会 (**Advisory Council on Italy AdCI**) を設置し、休戦(占領)管理において軍事作戦終了するまではACCの議長たる連合軍最高司令官の助言機能を果たし、軍事作戦終了後には休戦(占領)管理の執行権を引き継ぐという整理をした。ハルは、これに同調したが、モロト

フは反対した。ハル、イーデン、モロトフは、激しく議論を戦わした。が、話の落とし所はわきまえていたようだ。

モロトフは、イタリア北部のレジスタンス勢力の国民解放委員会による最終的決着に期待をかけつつ、バドリオ政権に対して政府の民主化、民主的自由の確立など要求する米英ソ三カ国共同宣言を出すことを求めた。ハル、イーデンも、全イタリアにソ連の影響力が及ぶことを懸念しつつも、上記の整理をモロトフが受け入れる見返りにこれに同意した。かくしてモロトフも譲歩することとなった。

このようにして、全ヨーロッパ・レベルでのEAC、イタリアにおけるAdCIという形で、連合側側の共同行動の形が維持されることになった。AdCIは、米英ソ三国代表者のほかフランス（国民解放委員会）、ギリシャ、ユーゴスラビアの代表者も加わり、その役割は、当面は、ACCの議長たる連合最高司令官（アイゼンハワー）に助言を与えることであった。

AdCIの各国代表者がアルジェに到着した11月下旬、ACCの構成をめぐる再び米英ソ間で再び悶着が生じた。ソ連代表者は、ソ連代表者とフランス代表者とともにACCのメンバーになる権利があると主張、フランス代表者もこれに同調した。しかし、結局、双方ともオブザーバーとしての参加しか認められなかった。彼らは、神棚にまつりあげられてしまった、一方、AdCIは単なる諮問機関に過ぎず、実質的には開店休業状態であった。かくてイタリア占領は、米英による排他的占領であることがはっきりした。さらにソ連が頼みの綱としたイタリア共産党をはじめとするレジスタンス勢力も政権獲得には至らなかった。スターリンは、地団太を踏んだかどうかはわからないが、きっと米英への不信感を心中深く潜ませることになったことであろう。

しかし、米英ソとも未だドイツ、日本と熾烈に戦っている最中であったこともあり、協調体制のほころびを拡大させず、共同行動を発展させる努力を続けた。1943年10月～12月における諸会談とその会談後の共同宣言や声明はそうした時期における努力の表れで、従前の構想より踏み込んだものとなっている。

・モスクワ四カ国共同宣言（1943年11月1日発表）

先にも触れたが、モスクワ三カ国外相会議が、ハル、イーデン、モロトフが、モスクワに一堂に会し、1943年10月19日から10月30日まで

開催された。米英ソ協調体制維持を最重視したハルの主導のもとに行われたものである。

ここでイタリア問題については三者の妥協により決定的な対立を回避したほか今後のヨーロッパ戦後処理については創設されたEACにおいて恒常的に協議することが確認され、米英ソの協調体制は維持された。

モスクワ外相会議では、以下の四つの共同宣言が出された。

- ① イタリアに関する三カ国共同宣言（(前述したとおりバドリオ政権に対して政府の民主化、民主的自由の確立など要求するものである。）
- ② オーストリアに関する三カ国共同宣言（「1938年3月15日にドイツによって強制された併合は無効であるとみなし」「自由、独立のオーストリアの再建を望む」）。
- ③ ドイツに関する三カ国宣言（「残虐行為などに責任あるナチス党员らは、それぞれの行為の行われた国に送り、裁判し、処罰される」）
- ④ 中国を加えた米英ソ中「四カ国宣言」

最後の四カ国宣言では「戦争遂行のため誓約した四国の団結した行動は、平和と安全の組織と維持のため続けられる」とし、第二次世界大戦の終結までは勿論、終結後においても米英ソ中四カ国は協力共同する決意を宣命し、国際社会の平和、安定、正義のため国際連盟に代るべき包括的国际機構設立の構想を公式に表明した。この包括的国际機構設立構想は、1944年8月～10月のダンバートン・オークス会談とそのとりまとめ文書（ダンバートン・オークス提案）、1945年2月のヤルタ会談を経て、同年4月から6月、サンフランシスコで開催された連合国国際会議で、国際連合憲章の採択と国際連合（以下「国連」という。）の設立に結実する。

・カイロ宣言（1943年12月1日）

上記のモスクワ四カ国宣言を受けて、1943年11月22日から27日の間、エジプトのカイロで、アジア・太平洋地域で日本と戦う中国の蒋介石を交え、ルーズベルト、チャーチルの三首脳会談が行われた。そこでは極東情勢が主なテーマとなり、12月1日、対日戦争に関して、以下の声明が公表された。これを一般にカイロ宣言と呼んでいる。

「ローズヴェルト」大統領、蒋介石大元帥及「チャーチル」総理大臣ハ、

各自ノ軍事及外交顧問ト共ニ北「アフリカ」ニ於テ会議ヲ終了シ左ノ一般的
声明ヲ発セラレタリ

各軍事使節ハ日本国ニ対スル将来ノ軍事行動ヲ協定セリ

三大同盟国ハ海路陸路及空路ニ依リ其ノ野蛮ナル敵国ニ対シ仮借ナキ弾圧
ヲ加フルノ決意ヲ表明セリ右弾圧ハ既ニ増大シツツアリ

三大同盟国ハ日本国ノ侵略ヲ制止シ且之ヲ罰スル為今次ノ戦争ヲ為シツツ
アルモノナリ右同盟国ハ自国ノ為ニ何等ノ利得ヲモ欲求スルモノニ非ス又領
土拡張ノ何等ノ念ヲモ有スルモノニ非ス

右同盟国ノ目的ハ日本国ヨリ千九百十四年ノ第一次世界戦争ノ開始以後ニ
於テ日本国カ奪取シ又ハ占領シタル太平洋ニ於ケル一切ノ島嶼ヲ剥奪スルコ
ト並ニ満洲、台湾及澎湖島ノ如キ日本国カ清国人ヨリ盗取シタル一切ノ地域
ヲ中華民國ニ返還スルコトニ在リ

日本国ハ又暴力及貪慾ニ依リ日本国ノ略取シタル他ノ一切ノ地域ヨリ駆逐
セラルヘシ

前記三大国ハ朝鮮ノ人民ノ奴隷状態ニ留意シ臆テ朝鮮ヲ自由且独立ノモノ
タラシムルノ決意ヲ有ス

右ノ目的ヲ以テ右三同盟国ハ同盟諸国中日本国ト交戦中ナル諸国ト協調シ
日本国ノ無条件降伏ヲ齎スニ必要ナル重大且長期ノ行動ヲ続行スヘシ

(出典：国立国会図書館のデジタル資料)

注： カイロ宣言では、日本の戦後処理において、その領土をどう取り扱うかに関する骨格
を示している。しかし、「千九百十四年ノ第一次世界戦争ノ開始以後ニ於テ日本国カ
奪取シ又ハ占領シタル太平洋ニ於ケル一切ノ島嶼ヲ剥奪スルコト並ニ満洲、台湾及澎
湖島ノ如キ日本国カ清国人ヨリ盗取シタル一切ノ地域ヲ中華民國ニ返還スル」、「日本
国ハ又暴力及貪慾ニ依リ日本国ノ略取シタル他ノ一切ノ地域ヨリ駆逐セラルヘシ」と
ある地域の解釈、その具体的取り扱いは、明白ではなく、会談中に、ルーズベルトが
琉球諸島を中国に「返還する」意向を示し、蒋介石が婉曲に断る場面も見られるなど、
ルーズベルトの意図と認識はあいまいであった。

・テヘラン会談

カイロ会談を終えたルーズベルトとチャーチルは、その足で、スターリン
の待つテヘランに駆けつけ、第二次大戦後初めての三国首脳会談に臨んだ。
会談は、11月28日から12月1日にかけて行われた。その結果以下のこ
とが確認された。これら大半はスターリンの要求に沿うものである。

- ・ ユーゴスラビアでドイツ軍と戦うパルチザン勢力に対し、物資や兵器の補給による支援、側面支援作戦を展開すること。
- ・ トルコが年内に連合側で参戦することが望ましいこと。トルコがドイツの侵攻を受ければ、ソ連が支援すること。
- ・ フランスへの連合軍の上陸によってヨーロッパにナチス・ドイツに対する第二戦線（西部戦線）を形成すること。
- ・ 米英ソ三大国の軍参謀が以後の作戦で緊密に連絡を取り合うこと。
- ・ 戦後のポーランド国境は、西はオーデル・ナイセ線、東はカーゾン線とすべきだということ。

注： テヘラン会談中に行われたルーズベルトとスターリンの記録をとらない会談で、スターリンから「樺太の返還」、「千島諸島の引き渡し」を要求されたとルーズベルトが明かし、同行したハリマン駐ソ大使もスターリンからポーツマス条約破棄の希望が示されたと述べているが、これらは何とも言えない。ルーズベルトは、カイロでの蒋介石に対する琉球発言とあいまって、領土問題を取引材料にしていたことは明らかで、ルーズベルトが持ちかけ、スターリンがその気になってしまった可能性も否定できない。

しかし、その後、モスクワに帰任したハリマン大使が、同年12月14日、ルーズベルトの指示により、スターリンに面会し、対日参戦のための政治条件を訪ねた際、スターリンは、次の条件を示したとされている。この時点で、スターリンの極東に関する要求は、ポーツマス条約の白紙還元プラス千島獲得であることが明白になったと言える。

- ①千島列島と南樺太の返還、②旅順・大連を中心とする遼東半島南部の租借権の回復、③大連からハルピン、および満州里からウラジオストックに至る東支鉄道の租借、④外蒙古の現状維持（モンゴル共和国の承認）

2 対立と協調のはざままで

アメリカにおいて、戦後処理と戦後の国際社会のあり方について、その具体的細目の研究と政策化がどのように進められたか、それにより得られた成果如何は、重要なテーマであるが、それについて述べることは割愛する。

ここでは、論点を、それが日本に関連してどう具体化されたか、つまり対日占領体制の開始とその展開に絞りたい。

(1) ヤルタからポツダムへ

イタリア問題に発端する米英ソ三カ国の対立の芽は、上に見たように協調体制維持の努力によって抑えられていたが、1944年秋以後、イタリア問題を裏返しにしたように進められた東欧の枢軸国諸国の戦後処理と、ソ連の支配するポーランド政権の確立によって、一気に芽を吹いてしまった。米英両国がイタリアで示した勢力圏確保の本音、ルーズベルトがとった領土を駆け引き材料とする交渉手法が、スターリンの大国主義的野望をかきたててしまったようである。

ルーズベルトは、対立を何とか押さえ込もうと躍起であった。ヤルタ会談は、ルーズベルトの米英ソ協調体制維持のための最後の試みであったと言ってよい。

ヤルタ会談（1945年2月4日から11日）

ヤルタ会談で合意された主な内容は以下のとおりである。

- ① 国連の設立について・・・来る4月25日にサンフランシスコで国際会議を開催し憲章を採択すること。安全保障理事会は米英ソ中仏の五大国に拒否権を認めること。
- ② ドイツの戦後処理問題について・・・EACでの協議を踏まえ、あくまでも無条件降伏を貫徹すること、米・英・ソ・仏の四カ国で分割占領管理とすること。
- ③ 東欧諸国問題について・・・ポーランドの臨時政府を民主的基盤のうえに改造し、すみやかに自由選挙を行うこと、ドイツから解放された諸国に主権と自治を回復させ、民主的な政府を樹立させること。これは「解放ヨーロッパに関する宣言」と呼ばれている。
- ④ 極東問題について

一つは有名な「ヤルタ秘密協定」で、ソ連はドイツの降伏後3ヶ月以内に対日参戦することを約し、アメリカ、イギリスはその見返りとして、イ。外蒙古の現状維持（モンゴル共和国の承認）、ロ。ポーツマス条約で喪失したロシアの旧権益の回復、ハ。千島の引き渡しなどを約した。

もう一つは台湾、朝鮮問題で、台湾は中国へ返還、朝鮮は、当面の間連合国の信託統治とすることを確認した（後に北緯38度線を境に暫定的に南側をアメリカ、北側をソ連へと分割占領にすることとなった。）。

注： ヤルタ秘密協定

「三大国、すなわちソヴィエト連邦、アメリカ合衆国及び英国の指導者は、ドイツ国

が降伏し且つヨーロッパにおける戦争が終結した後二箇月または三箇月を経て、ソヴィエト連邦が、次の条件で連合国側において日本国に対する戦争に参加することを協定した。

- (一) 外蒙古（蒙古人民共和国）の現状は維持する。
- (二) 1904年の日本国の背信的攻撃により侵害されたロシア国の旧権利は、次のように回復される。(イ) 樺太の南部及びこれに隣接するすべての島を、ソヴィエト連邦に返還する。(ロ) 大連商港を国際化し、この港におけるソヴィエト連邦の優先的利益を擁護し、また、ソヴィエト社会主義共和国連邦の海軍基地としての旅順口の租借権を回復する。(ハ) 東清鉄道及び大連に出口を提供する南満州鉄道は、中ソ合併会社を設立して共同に運営する。但し、ソヴィエト連邦の優先的利益を保障し、また、中華民国は、満州における完全な利益を保有するものとする。
- (三) 千島列島は、ソヴィエト連邦に引渡す。

前記の外蒙古並びに港湾及び鉄道に関する協定は、蒋介石総統の同意を要する。大統領は、スターリン元帥からの通知により、この同意を得るために措置を執る。

三大国の首班は、ソヴィエト連邦のこれらの要求が日本国の敗北した後に確実に満足されることを合意した。

ソヴィエト連邦は、中華民国を日本国の束縛から解放する目的で、自国の軍隊によりこれに援助を与えるため、ソヴィエト社会主義共和国連邦と中華民国との間の友好同盟条約を中華民国政府と締結する用意があることを表明する。」

(出典：日本政治・国際関係データベース／政策研究大学院大学・東京大学東洋文化研究所)

ヤルタ秘密協定は大西洋憲章、カイロ宣言に明らかに反するものであった。スターリンが旧ロシア帝国の権益回復を策し、それにルーズベルト、チャーチルが追随し、それに加えて千島をソ連に引き渡したことは、連合国の大義を踏みはずすものであった。

ヤルタ会談は、国連の常任理事国となる五大国に拒否権を認めたこととあわせて、ヤルタ秘密協定を取り交わしたことで、ルーズベルトの理想、平和、安定、正義の新国際秩序構想を色褪せたものにしてしまったと言ってよい。

ヤルタ会談の後、ソ連はポーランドでの自由選挙を約しながら、自己の影響下にあるルブリン政権に肩入れし、ロンドン亡命政府側の要人を弾圧したとしてアメリカ、イギリスから厳しい非難を受けた。東欧の枢軸諸国、即ちブルガリア、ルーマニア、ハンガリーにおける占領体制についても米英側の代表者がACC (Allied Control Commission イタリアと同じ形態もの) の

メンバーに名を連ねてはいたが、これらの委員会は開店休業状態である（もっともこれはイタリアと裏表の関係になっていた。）。しかし、ドイツ占領はヤルタ会談で確認した線に沿って協調的に進めていたし、極東では対日参戦の準備を進めている。総じて、ヤルタ体制と言われる戦後処理のスキームを一応は守ろうとしているように思われた。

アメリカ、イギリスの国内世論も対ソ強硬論一色に染まったわけではなく、ルーズベルトの理想論はなお大きな支持を得ていた。戦後の平和、安定、正義の新しい国際秩序を構築しようという呼びかけは未だ生命力を持っていたのである。そしてそのために、大国ソ連を孤立させるわけにはいかないと多くの人は考えた。それにアメリカにとって、ソ連の対日参戦は、犠牲を少なくして対日戦に勝利するには不可欠のことと考えられていたし、大国間の勢力圏の取極めと勢力均衡論に親和的な思想も根強い力を持っていた。

このような状況のさなかの4月12日、ルーズベルトが死去し、トルーマンが大統領に就任した。彼は、ルーズベルトのような理想主義者ではなく、また外交経験も乏しいために、基本的にはルーズベルトの敷いたレールの上を走るほかはなかったのであるが、国内で頭をもたげ始めていた対ソ強硬論者の影響を被ることも免れなかった。

ポツダム会談（1945年7月17日から8月2日）

ポツダム会談は、ドイツのソ連占領地域内のポツダムに、トルーマン、チャーチル、スターリンの三首脳が集まり、開催された。この会談が始まるに先立つ7月16日、現地入りしていたトルーマンの下に、原爆実験に成功したとの第一報があり、さらにその威力の程度、実戦配備が可能となったことなど続報として届き、タフ・ネゴシエーターのスターリンとの会談を前に、足をすくませていたトルーマンは鼓舞されたに違いない。

ポツダム会談と言えば、日本では、ポツダム宣言ということになるが、それはアメリカが用意した対日降伏勧告の文案を、トルーマンがチャーチルと協議して確定させた作業がなされたに過ぎず、三カ国首脳会談であるポツダム会談の対象事項ではなかった。

ポツダム会談ではこれまで見てきた戦後処理問題をはじめ、現在ヨーロッパの直面している実に広範な問題が話し合われ、合意に達した事項についてポツダム協定が取り交わされたのである（ポツダム宣言は、長文の協定に「補遺」として掲げられている附属議定書2のBにとりあげられている。）。それについて述べることは割愛する。

ここに至り、対立は沸点に達した感があるが、トルーマンもスターリンも、

この時点ではまだなんとか踏みとどまろうとはしていた。しかし、もはや修復は困難な地点に至ってしまっていたのかもしれない。

それにしてもルーズベルトならば、もう少しうまくマネージできたであろうに。スターリンにとっても、トルーマンにとっても、チャーチルとあとを引き継いだアトリーにとっても苦い夏の思い出になってしまったことだろう。

(2) 対日占領体制

アメリカ国務省が、日本の戦後処理に関する研究に着手したのは1942年8月、知日派と言われる日本の政治・文化に精通した人たちを集めて特別調査部に極東班を置いてからのことである。

極東班は、従前の外交関係協議会・極東グループの先行研究を引き継ぎ、領土処理、戦犯問題、占領の範囲と期間、占領軍の国家的構成、占領軍政の権限、天皇制の取り扱いをはじめとする戦後日本の政治・経済のあり方などの基礎的研究を進め、1943年6月頃までに多くの実りある成果をあげた。

それらの研究成果は、政策決定機構・・・当初は国務長官を長とする「戦後対外政策に関する諮問委員会」(主としてその下部組織である「領土小委員会」)、1944年2月からは国務長官を議長とする「戦後計画委員会 (Post-War Programs Committee PWC)」(主としてその下部組織である「国と地域委員会」(Interdivisional Country and Area Committee CAC))・「極東に関する地域委員会 (極東地域委員会)」)、1945年1月以後は「国務、陸軍、海軍三省調整委員会 (State-War-Navy Coordinating Committee SWNCC)」(その下部組織である「極東小委員会 (Subcommittee for the Far East SFE)」と「統合参謀会議」(Joint Chiefs of Staff JCS)及び「統合計画参謀 (Joint Staff Planners JPS)」等その下部機関)・・・で具体的に政策文書化される段階で、変容を免れなかったが、そのエッセンスは最終文書に至るまであとを留めていると言ってよい。

具体例をあげてみよう。対日占領政策の根幹を扱った一連の文書はSWNCC 150シリーズ「日本降伏後の米国の初期対日占領方針」として知られているが、そのエッセンスは、上記極東班で起案した「日本の戦後処理に適用すべき一般原則」であった。そこには領土についてはカイロ宣言を予告する内容が、軍事面では非軍事化が、経済面では軍事につながる重工業は抑制されるものの戦後の国際経済への復帰は認めることが、さらには他国の権利を尊重する政府を樹立すべきことなどが示されていた。

SWNCC 150-1はSWNCCで6月11日採択されたものであるが、

①日本国の主権の及ぶ範囲、②武装解除と軍国主義者の一掃、③自由と人権の尊重、民主主義の奨励、民主主義勢力の助長、④経済の非軍事化、⑤平和的経済活動の再開などが掲げられている。これらの項目を見るだけでも、ポツダム宣言の基礎となっていることがわかる。

注：ポツダム宣言

第1項から第5項は降伏勧告と警告。第6項から第12項の要約ないし抜粋は以下のとおりである。

- ⑥ 「日本国民を欺いて世界征服に乗り出す過ちを犯させた勢力を永久に除去する。無責任な軍国主義が世界から駆逐されるまでは、平和と安全と正義の新秩序も現れ得ないからである。」
- ⑦ 我々の指示する基本的目的の達成を確保するため、日本国領域内の諸地点を占領。
- ⑧ カイロ宣言の履行。「日本国の主権は本州、北海道、九州及び四国ならびに我々の決定する諸小島に限られる。」
- ⑨ 日本軍は武装解除。各自は、「家庭に帰り平和・生産的に生活出来る機会を与えられる。」
- ⑩ 戦争犯罪人の処罰。「日本政府は日本国国民における民主主義的傾向の復活を強化し、これを妨げるあらゆる障碍は排除するべきであり、言論、宗教及び思想の自由並びに基本的人権の尊重は確立されるべきである。」
- ⑪ 経済復興すること、軍事以外の生産手段を保有すること、将来国際貿易に復帰することが許可される。
- ⑫ 「日本国国民が自由に表明した意思による平和的傾向の責任ある政府の樹立を求める。」

「この項目並びにすでに記載した条件が達成された場合に占領軍は撤退するべきである。」

第13項は再度の警告に続いて「我々は日本政府が全日本軍の即時無条件降伏を宣言し、またその行動について日本政府が十分に保障することを求める。」として、第10項とともに国家機構、政府を解体せず、直接統治（軍政）をしくものではないことを明示している。

(事実上の単独占領体制)

ところでSWNCC 150-1では、直接軍政がしかれることが明示されていた。この部分は、ポツダム宣言で間接統治とされたのを受けて、間接統治に書き改められた。その上で、8月31日のSWNCCは、これを確定し、9月6日に大統領が承認を与えた（22日国務省が発表）。

そのSWNCC 150-4Aでは、「軍事占領」の項として、以下のように記述されている。

「降伏条項ヲ実施シ上述ノ究極目的ノ達成ヲ促進スル為日本国本土ハ軍事占領セラルベシ右占領ハ日本国ト戦争状態ニ在ル聯合國ノ利益ノ為行動スル主要聯合國ノ為ノ軍事行動タルノ性質ヲ有スベシ右ノ理由ニ因リ対日戦争ニ於テ指導的役割ヲ演ジタル他ノ諸国ノ軍隊ノ占領ヘノ参加ハ歓迎セラレ且期待セラルルモ占領軍ハ米国ノ任命スル最高司令官ノ指揮下ニ在ルモノトス協議及適当ナル諮問機関ノ設置ニ依リ主要聯合國ヲ満足セシムベシ日本国ノ占領及管理ノ実施ノ為ノ政策ヲ樹立スル為有ラユル努力ヲ尽スベキモ主要聯合國ニ意見ノ不一致ヲ生ジタル場合ニ於テハ米国ノ政策ニ従フモノトス」

(出典：日本政治・国際関係データベース／政策研究大学院大学・東京大学東洋文化研究所)

これは、事実上、アメリカによる単独占領体制をとることを示している。

占領体制の問題は、イタリアに始まり、東欧の枢軸諸国とドイツをめぐるめぐって、日本がその終着点になったのであるが、それは有終の美を飾ることはできなかった。対日占領体制は、分割占領となったドイツはさておき、イタリアに比しても、東欧の枢軸諸国に比してもグロテスクなものとなってしまった。イタリアでは連合軍は米英二カ国の軍隊が統合参謀長会議の下に戦い、米英両国が共同占領し、ソ連は事実上オブザーバーであった。東欧の枢軸諸国では連合軍と言ってもそれはソ連軍単独であり、ソ連が単独占領し、米英両国は事実上のオブザーバーであった。しかし、日本では、連合軍は、アメリカ軍だけではなく、イギリス軍も、中国軍も、ソ連軍も連合軍の一員として戦った。アメリカの単独占領、英ソ中の各国はオブザーバーというのは筋が通らない。

実はアメリカも、主導権をいかに確保するかに腐心しつつも連合軍の共同占領の方策を検討していた。そのことはSWNCC 70シリーズに痕跡を留めている。軍部レベルの検討過程では、日本分割占領案も起案されている（JCSの下部機関である「統合戦争計画委員会 (Joint War Plans Committee JWPC)」のJWPC 385-1「日本および日本領土の最終的占領」）。しかし、これらは最終的には却下されてしまった。

また占領体制（占領管理の機構）として、米英中の三カ国、ソ連参戦した場合にはソ連も加えた四カ国を常任国とする「太平洋・極東高等委員会」を

設置し、日本の戦後処理から戦争終結後の太平洋・極東地域の諸問題の調整など勧告を行う権限を付与する案が検討されていた（SWNCC 65-1）。しかし、その後の検討過程で、「太平洋・極東高等委員会」構想は、単なる諮問機関に過ぎない「極東諮問委員会（Far Eastern Advisory Commission F E A C）」に矮小化されてしまった。

このようにして、しかも他国と何らの協議をすることもなく、アメリカが、事実上の単独占領体制を決めてしまったことは、これまでの共同行動の原則、更には、米英ソ中、それに仏を加えた五大国が安全保障委員会の常任理事国として国連という包括的国際機構を仕切り、国際社会の平和、安定、正義を守るといふ理想から離れ、どうやらアメリカが一部の同盟国とともにそれを守るのだという安全保障戦略に転換しようとしていることを示しているようだ。

かつてアメリカはモンロー主義の国として知られていた。ウイルソンは、第一次大戦後の国際社会のあり方、平和原則をかの「ウイルソンの14箇条」のとして提言し、国際連盟による平和維持を謳いあげた。しかし、モンロー主義の伝統を墨守せんとする国内保守派に厳しい足かせをかされ、国際連盟に加盟することさえできなかった。ルーズベルトは、アメリカを、ナチズム、ファシズム、軍国主義と戦う陣営に参加するために、このモンロー主義と対峙しつつ、ステップ・バイ・ステップで、歩を進めてきたことは既に述べたとおりである。

しかるに直接戦争の当事者となって4年にもならないのに、アメリカも、巨大な軍事力を持つに至り、軍事優位の思想と政治に絡みとられてしまったようだ。アメリカが世界の警察官になる布石は、この段階で打たれたといつてよいだろう。

(事実上の単独占領体制—アメリカは何を根拠としたのか)

では、アメリカはそのような事実上の単独占領体制をとる根拠をどのように説明しているのだろうか。アメリカが挙げているのは、ポツダム宣言に関するバーンズ回答書、マッカーサーを連合国最高司令官に任命した文書及び降伏文書である。

・バーンズ回答書

日本がポツダム宣言受諾するに際し、「右宣言ハ天皇ノ国家統治ノ大権ヲ変更スルノ要求ヲ包含シ居ラザルコトノ了解ノ下ニ受諾ス」と条件を付し

たことに対し、8月11日、バーンズ国務長官が米英ソ中4ヶ国を代表して回答した文書。その要約ないし抜粋は以下のとおり（日本外務省訳による）。

- ① 「天皇および日本国の政府の国家統治の権限は、降伏条項の実施のため、その必要と認める措置をとる連合軍最高司令官に制限の下に置かれるものとする。」

（原文は「the authority of the Emperor and the Japanese Government to rule the state shall be subject to the Supreme Commander of the Allied Powers who will take such steps as he deems proper to effectuate the surrender terms.」であるから、正しい訳は「天皇および日本国の政府の国家統治の権限は、降伏条項の実施のため、その必要と認める措置をとる連合軍最高司令官に従属する。」となるところだが、国体護持に固執する軍部等の反発を危惧して苦肉の「意識」したものと指摘されている。）

- ② 天皇は、日本国政府、および日本帝国大本営に対し降伏文書に調印させ、全軍の武装解除、戦闘行為の停止、降伏条項実施のため最高司令官の要求に従い命令を発すること。
- ③ 日本国の最終的政治形態は、『ポツダム宣言』に従い、日本国民の自由に表明する意思によって決定される。
- ⑤ 「連合軍隊は、『ポツダム宣言』に掲げられた諸目的が完遂されるまで日本国内に留まる。

・ 連合軍最高司令官任命に英ソ中首脳に送った書簡

8月11日、トルーマンが、英ソ中首脳に送った書簡で、マッカーサーを連合軍最高司令官に任命することを伝え、各首脳はこれを了承している。

もともと同文書には「日本軍隊の全面降伏を受理し、調整し、実施する」とあるだけであつたし、任命書にも連合軍最高司令官の任務を「日本の降伏を実施する」と定めているに過ぎなかった。

・ 降伏文書（9月2日）

「日本軍と日本軍の支配下にある軍隊の無条件降伏を実効あらしめる具体的措置を取り決めるとともに、「天皇及日本国政府ノ国家統治ノ権限ハ本降伏条項ヲ実施スル為適當ト認ムル措置ヲ執ル聯合國最高司令官ノ制限ノ下ニ置カルルモノトス」と、上記バーンズ回答書の①が再確認されている。

しかし、これらをもってアメリカの単独占領体制をとる根拠とするのはそ

の文言内容からも疑問である。これらは、イタリア、東欧枢軸諸国の占領体制をめぐって延々と続けられた議論の経過を踏まえて解釈すれば、要するに降伏受理、即ち軍事的措置としての連合軍最高司令官の権限、任務を定め過ぎず、軍事的措置を超える、全般的占領体制にまで及ぶものとは必ずしも読みとれない。

(アメリカの動揺)

この問題が、米ソの間で本格的に議論されたのは、9月11日から開催された米英ソ中仏の五カ国の外相によるロンドン外相理事会（ロンドン外相理事会は上記のとおりポツダム会談で設置が決められている。これはその第1回会議である。）の場においてであった。

イギリスはこれに先んじて対日占領政策の形成に実質的権限を有する連合軍管理理事会（ACC）案を各国に伝えていたが、ベヴィン外相からは表立った発言がなかったのかかわってイギリス案を持ち出したのはモロトフであった。対日占領の現段階は、「純粋に軍事的な局面」は終わって政治・経済・財政上の問題に直面しており、ACCを東京に置き、ACCが占領行政を指揮する段階にあると彼は論じた。

これに対し、ヨーロッパ諸国の講和問題のみを話し合う予定であったバーンズは、ベヴィンとの間で内々の妥協案を約束して、表ではこの問題を議題としないという対応をとった。一方、モロトフはあくまでもこの問題は緊急性があるとして議題とすることを求めた。結局、米ソの激突で、第1回ロンドン外相理事会は決裂してしまった。

一旦は、共同行動の原則から離脱しようとしたものの、予想に反するソ連の強硬な反撃にあってバーンズは動揺したようだ。

この対日占領体制問題は、アメリカの外交にとって実に難しい問題であった。それは東欧の枢軸諸国の問題にアメリカは一切嘴をさしはさむことが出来なくなることを意味するし、ドイツ問題にも悪影響を及ぼす。枢軸国諸国との講和問題が混乱し、ヨーロッパや極東でソ連の政治攻勢も予測される。せつかく憲章を採択した国連の前途にも黄信号が灯る。

ロンドン外相理事会決裂後、バーンズは辞任に傾いた。そのバーンズを説得して思いとどまらせ、事態の改善のために動いたのはハリマン駐ソ大使であった。ハリマンは、スターリンと面談して、落とし所をさぐり、バーンズとモロトフの間を取り持った。バーンズ、モロトフの間で、対日占領体制に関する文書上のやりとりが繰り返された。その結果、ようやく米英ソ三カ国

外相会議開催にこぎつけることができた。

12月15日からモスクワで開催された三カ国外相会議では、対日占領体制に関する件のほか、イタリア、ルーマニア、ブルガリア、ハンガリーおよびフィンランドに対する講和条約の件、朝鮮独立と当面の過渡的措置、中国統一の促進、原子力の国際管理及び原子力兵器の禁止などのために国連に原子力委員会を設置する件などが話し合われ、これらの問題についての合意が成立した。これがモスクワ協定と呼ばれる歴史的文書である（12月27日公表）。

モスクワ協定では、先のロンドン外相理事会決裂の要因となった対日占領体制の件について、以下のように取り決められた

① すでに設置していたFEACにかえて、東京に連合対日理事会（Allied Council for Japan ACJ）を設け、ワシントンに極東委員会（Far Eastern Commission FEC）を置く。

② ACJは最高司令官の諮問機関であり、米英ソ中四カ国の代表者で構成される。

③ FECは、対日占領政策の決定機関である。

アメリカ政府は緊急事項が発生したときは委員会が行動をとるに至るまでの間最高司令官に対し中間指令を発することができる。ただし、日本国の憲政機構もしくは管理制度の根本的変革を規定し、又は全体としての日本国政府の変更を規定する指令は委員会における協議及び意見の一致の達成後においてのみ発せられる。

米・英・仏・ソ・中・蘭・カナダ・オーストラリア・ニュージーランド・インド・フィリピン・(後にパキスタン・ビルマ)の代表者で構成される。

4 まとめ

(対日占領体制に関する取り決めの形骸化)

枢軸国諸国を無条件降伏させることにより、ファシズム、ナチズム、軍国主義を一掃してこれら諸国を平和・民主国家に造りかえ、包括的国際機構（国連）を設立して戦後の国際社会を平和、安定、正義の新しい秩序の下に置く。これは今次大戦を戦う目的であり、その目的は連合国の共同行動によって達成される。このことは連合国のコンセンサスがあった。そうである以上、共同行動の原則は、占領そのこと自体においても貫徹されなければならない。そうでなけ

れば竜頭蛇尾に終わってしまうことになる。

それどころか占領が、共同行動の原則に反し、一国の意思を貫徹する単独占領体制とするということは、枢軸国諸国を当該占領国の影響力の下に置く、つまり当該占領国の勢力圏に取り込む結果をもたらすことになる。これは世界をいくつかの大国を盟主とする勢力圏に分割することにほかならず、包括的国際機構（国連）により、個別国家の野心、野望、国益万能主義を抑え、国際社会に平和、安定、正義をもたらそうという構想が死を宣告されるに等しいことになる。

国際社会をいくつかの勢力圏に分割し、これらのバランス・オブ・パワーによってかりそめの平和を求めることが如何に空しいことであるか。それは、結局は、戦争を引き起こすことにつながることになる。このことは第一次大戦、第二次大戦の痛切な教訓ではなかったのか。

イタリアに始まり、ブルガリア・ルーマニア・ハンガリーの東欧の枢軸諸国を経て、ドイツ、日本と、占領体制をめぐる、米英ソの連合国の主要国は、激しくせめぎ合った。最初、米英がソを事実上排除し、ついでソが米英を排除し、次いで分割占領、そして最後は米の単独占領体制。これを巻き戻し、米ソ協調の下で戦後の平和を保障しようという最後のギリギリのところでの努力が、ようやく上記モスクワ協定に結実した。

モスクワ協定は、アメリカ国内で、当初、歓迎された。12月7日付ニューヨーク・タイムズも、「平和への新しいスタート」との見出しの下に、以下のように論評した。

「あらゆる点において、ドイツと日本が降伏文書に署名して以来、世界に示された最も希望に満ちた文書である。」

「新しい対立の暗雲を」を吹き払い、「いかなる国際的解決においても最初の本質的なステップ」を成すもの。

「要するにそれは平和の勝利であり、その意味において人類の勝利である。」

しかし、それもつかのまのことであった。軍部、政界保守派が、モスクワ協定攻撃の狼煙をあげた。たとえば、ルーズベルトの下で合衆国陸海軍最高司令官（合衆国憲法第2条第2節第1項により、大統領が陸海軍最高司令官となる。）付参謀長を務めた海軍の長老リーヒ提督は、これを「宥和文書」と断じて非難した。共和党の重鎮ヴァンデンバーグ上院議員もこれに続き、1938年9月、

イギリス、フランスが、ナチス・ドイツにチェコ・スロバキアのズデーデン地方の割譲することを認めたミュンヘン協定になぞらえて「ソヴィエトのミュンヘン」と決めつけ、トルーマンに圧力をかけた。

これを機に対ソ強硬派が、公然と声をあげ、国内世論をリードし始めた。ソ連をナチス・ドイツと平行に置き、全体主義国と断罪する議論が大手を振ってまかりとおるようになった。

1941年6月、ナチス・ドイツがソ連に侵攻した際に、ナチスと共産主義が共食いしあうことを望んだほどに強硬な反ソ主義者であったトルーマンも、敏感に反応した。彼は、バーンズ外交は「対ソ宥和外交」であると見なし、そのバーンズ外交との決別を決意するに至る。1946年1月6日付バーンズ宛書簡（実際には、トルーマンの手元に留められたようである。）には、ソ連の脅威を縷々指摘するとともに、「もはや妥協をなすべきとは考えない」、「私はソ連を甘やかすことに疲れた」などとソ連に対する激しい非難の言葉が書き連ねられていた。

モスクワ協定は、協定当事国であるアメリカの大統領によって事実上否定されるに等しい事態に立ち至った。

対日占領の実情を見ると、そもそもマッカーサーは、アメリカ政府のコントロールさえも及ばない独立王国を築きつつあると言っても過言ではないように事を運んでいた。その上、モスクワ協定が、国内の反発を受け、大統領による支えを失ってしまっている以上、その対日占領体制に関する取り決めも、規範性は乏しく、形だけのものになってしまった。マッカーサーが、事実上、これを無視して占領管理にあたったことはむべなるかなと言うべきか。

（冷戦の始まり）

対ソ関係は、これ以後悪化の一途をたどる。1946年2月には、駐ソ代理大使としてモスクワに赴任していたケナンが、「ソ連封じ込め」を説く異例の長文の電文をワシントンに送った。これはアメリカ政府高官の間で回し読みされ、大きな影響力を与え、これ以後、アメリカのソ連対決路線が顕著になって行くことになる。

既に見たようにモスクワ協定中には、原子力の国際管理及び原子力兵器の禁止などのために国連に原子力委員会を設置することに関する合意もあった。こ

の合意は、原爆を既に実戦に用いたアメリカ陸軍長官スティムソンのトルーマンに対する必死の訴えに基づいて進められたものであった。スティムソンは、原子力の秘密は独占できるものではなくアメリカの優位は過渡的なものに過ぎないから、むしろ原爆製造の秘密を積極的にソ連に提供し、共有することにより、共同管理をすることにより激しい軍拡競争を未然に防ぐようにするべきだと主張した。

スティムソンの主張には、猛然たる反対があった。たとえばフォレストル海軍長官は、原爆製造の知識は「アメリカ国民の財産」である、「われわれはヒトラーを当てにした。だがここで再び宥和を繰り返しても得るものは何もない。」などと述べた。しかし、モスクワ会談前の段階では、アメリカの政策には反映されなかった。

上記の合意に基づいて、1946年1月24日に開催された第1回国連総会において、原子力委員会の設置が米英ソ三カ国の共同提案になる原子力委員会設置の件が満場一致で採択された。原子力委員会は、設置後速やかに、原子力の平和利用のための基本的な科学情報の交換、原子力が平和利用のためにのみ利用されるのを見とどけるための管理手段、各国の兵器庫から核兵器や他の大量殺戮兵器の撤廃、協定遵守国を危険な違反や言いのがれから守るための安全措置に関して速やかに報告書と勧告書をまとめることとされた。

しかし、その直後からアメリカの政策転換が劇的に始まる。トルーマンからアメリカの国連原子力委員会主席代表に指名されたバルークが、画策を始め、6月14日、国連原子力委員会において、効果的な管理体制が機能しはじめ、違反に対する厳格な罰則が制定されてはじめて、原爆の製造中止、現存する原爆の廃棄という次の段階に移るとする考え方をアメリカ案として呈示するに至った。これは実質的に、アメリカの原爆独占を維持しようとするに等しい案であった。

ここに発足早々に国連原子力委員会は機能マヒに陥ることとなり、人類は、核軍拡競争を未然に防止すべきチャンスを逃してしまった。

1947年1月、トルーマンの信を失ったバーンズに代わって長らく陸軍参謀総長を務めてきたマーシャルが国務長官に就任する。マーシャルは、ケナンを重用し、就任早々国務省に政策企画室を新設して、その室長に迎えた。これ以後、アメリカのソ連封じ込め政策は本格化する。いわゆるトルーマン・ドクトリンが議会での特別教書演説で打ち出されたのは同年3月のことであった。

ギリシャ、トルコへの経済的・軍事的支援への賛意を議会からとりつけるために、ソ連共産主義体制ドミノ論を宣命したのである。

これをもって冷戦の始まりとするのが一般的な見方である。マッカーサーの占領管理も、少し遅れるが、これに追随する。

戦争は、国民を煽りたて、憎悪の坩堝に投げ込んでしまう。冷戦も同じである。アメリカは、国内に反共ヒステリーが渦を巻き、外交もこれに規定されて行く。一方のソ連も逆のベクトルに規定されて行く。

ケナンは、まもなくこれを冷静に見る立場に移る。晩年、ベトナム戦争に反対する視点を持った彼は、上記の長文電報と後にその趣旨を敷衍した『ソヴェトの行動の源泉』というタイトルの論文（外交評論誌『フォーリン・アフェアーズ』1947年6月号に「X氏」なる匿名で掲載された。）で説いたソ連封じ込めとは、軍事的意味を持つものではなかったと述懐している。あの反共ヒステリーがベトナム戦争を不可避のものとしてしまったと。

彼が晩年説いたような冷静な見方が、共有されていたならば、戦後国際社会は、早い段階でイデオロギーや体制を超えて諸国家が競争・共存し、国連を中心とした平和、安定、正義の国際秩序が構築されていたかもしれないし、日本も米国の従属国ともいうべき地位に甘んじることはなかったかもしれない。

本稿『対日占領体制』は、それができなかった原因とそこからくみ取るべき教訓を考える端緒に過ぎない。

(了)

参考文献

- ①豊下櫛彦『日本占領管理体制の成立』（岩波書店）
- ②五百旗頭真『米国の日本占領政策』上・下（中央公論社）
- ③同『戦争・占領・講和』（中公文庫）
- ④同『占領期 首相たちの新日本』（講談社学術文庫）
- ⑤坂本義和／R・E・ウォード編『日本占領の研究』（東京大学出版会）
- ⑥竹前栄治『戦後占領史』（岩波同時代ライブラリー）
- ⑦雨宮昭一『占領と改革 シリーズ日本近現代史⑦』（岩波新書）

- ⑧西崎文子『アメリカ冷戦政策と国連 1945-1950』(東京大学出版会)
- ⑨ジョージ・F・ケナン『アメリカ外交50年』(岩波現代文庫)
- ⑩アーネスト・メイ『歴史の教訓 アメリカ外交はどうつくられたか』(同上)